

はじめに



川崎市は、平成 12（2000）年 12 月に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定して以降、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるために、「子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

日本の総人口の減少が進む中、本市では人口の増加が続いていますが、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向となり、また、65 歳以上の人口の比率は年々上昇し、今後も少子高齢化が進むことが見込まれています。このような社会状況下において、子どもと家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いており、児童虐待、いじめ、不登校、家庭の貧困など子どもに関する課題が山積しています。

本市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちが互いに交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めています。川崎市子どもの権利委員会から令和元（2019）年 5 月に出された答申「子どもに対する支援の協働・連携について」では、子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること、子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること、児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保等を進めることなどが提言されました。

「子どもの権利に関する条例」が制定されて、20 年という節目を迎えるにあたり、これまでの取組をより前に進めるために策定した第 6 次行動計画では、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの参加を支援する取組」の 2 つを重点的取組として位置づけました。

全ての子どもたちが一人の人間として尊重され、自分らしくいきいきと豊かに暮らせるよう、子どもたちの笑顔があふれる「最幸のまち かわさき」を目指して、本計画の推進に全市をあげて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

川 崎 市 長 福 田 紀 彦